1240—1260	移動 小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用） 一般業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）	放送事業用 小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表9－1による。 一般業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6－1による。	小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表9－1による。 一般業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6－1による。
	無線標定 無線航行衛星 （宇宙から地球） （宇宙から宇宙） J75D　J76　J76A 地球探査衛星（能動） J77 宇宙研究（能動） J77	公共業務用 一般業務用	
1260—1300	移動　J77B	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	無線標定 無線航行衛星 （宇宙から地球） （宇宙から宇宙） J75D　J76　J76A 地球探査衛星（能動） J77A 宇宙研究（能動） J77A	公共業務用 一般業務用	
	アマチュア J70	アマチュア業務用	

に、

2300—2400	固定 移動	公共業務用	

を

2300—2330	固定 移動	公共業務用	
2330—2370	固定 移動	公共業務用 放送事業用	
2370—2400	固定 移動	公共業務用	

に

改める。

第2の国内周波数分配の脚注J73Aの次に次のように加える。

J73B

放送業務の電気通信業務用（エリア放送用）及び放送用（エリア放送用）によるこの周波数帯の使用は、2013年4月1日以降、470—710MHzの周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）及び一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

第2の国内周波数分配の脚注J74を次のように改める。

J74

移動業務の電気通信業務用（携帯無線通信用）による714—750MHz及び770—806MHzの周波数帯の使用は、2012年7月25日からとする。

第2の国内周波数分配の脚注J74Aを次のように改める。

J74A

770—806MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2019年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

第2の国内周波数分配の脚注J74Bを次のように改める。

J74B（未使用）

第2の国内周波数分配の脚注J75F中「陸上移動業務」を「移動業務」に改める。

第2の国内周波数分配の脚注J77Aの次に次のように加える。

J77B

この周波数帯における移動業務の局は、この周波数帯を使用する他の一次業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

第2の別表10—2中

815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下

を

718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下

に

改める。

○農林水産省告示第千二十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十三年八月九日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年四月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦